

◎ 広 報

とみおか

2012. 8月 お知らせ版



富岡町総合体育館(2008年8月撮影)

町民の皆さまへ

避難指示区域見直しに伴う国の賠償基準の考え方が7月20日に示され、24日には東京電力が賠償基準を公表しました。未だ議論されていない事項や、詳細な点については確認が必要となりますが、大筋では了解できるものと捉えております。

今後は、町内を3区域に分ける避難指示区域の再編に向けた手続きへと進んでいきますが、町民コミュニケーションを守っていくためにも、皆さんが納得できる区域分けを要望し、国による説明会を早期に開催したいと考えています。

再編により、町内は3つの避難区域に分けられますが、除染やインフラ整備等には最低5年間を要するため、当面の帰還は困難であると考えています。このことから、今後5年間は避難指示区域の解除を行わず、それにより、賠償については町内一律とし、帰還困難区域と同等の扱いとなります。

私たちが失った故郷を取り戻すため、今後も議会とともに取り組んでまいりますので、皆さまのご理解、お力添えをお願いいたします。

富岡町長 遠藤 勝也

全町賠償一律化を町議会が合意

富岡町議会全員協議会が8月1日に行われ、全町賠償一律化など町の考えについて町議会が同意。今後は下記の方針で対応を進めてまいります。

1. 避難区域再編に伴う財物賠償(土地・家屋)については、平成23年3月11日を基準日として全区域差別なく全損扱い(震災発生から6年)とする。また、精神的損害については、帰還困難区域と同様とする。
2. 新たな避難区域再編に伴う警戒区域解除後の防犯・防火体制の確立を国に求める。
3. 賠償基準の細部については、今後も協議していくこととする。

賠償に関する町の方針

1. 不動産(土地・家屋)に対する賠償
町内全域において、帰還困難区域と同様、賠償基準により事故発生前の価値を算出し、合意されれば当初に全額一括払いが受けられます。
2. 家財に対する賠償
帰還困難区域については、避難指示期間中の立入などの条件が異なり家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域及び避難指示解除準備区域と比較して一定程度多くなります。合意されれば当初に一括払いが受けられます。
3. 精神的損害に対する賠償
平成24年6月以降の精神的損害については、町内全域帰還困難区域と同様の1人当たり600万円を、当初に一括払いが受けられます。

国・県義援金第2次配分の追加配分について

国・県義援金の第2次配分の追加配分を行います。

今回の配分は、受付事務の簡素化を図るため、基本的に前回の追加配分と同じ口座に振込をさせていただきます。

▼配分対象者

国・県義援金の第2次配分を受けている方

▼配分額

1人当たり 2万円

▼配分方法

原則として、前回(第2次義援金の2回目の追加配分)と同じ口座に振り込みます。

▼配分時期

9月上旬頃には、口座への振込を完了したいと考えていますので、これまでと同様に通帳記帳によりご確認ください。

▼口座の変更

役場郡山事務所義援金担当までご連絡ください。振込口座変更依頼書を送付します。富岡町公式ホームページ【災害版】(カテゴリー…義援金)からダウンロードすることができます。

・必要事項を記入・押印のうえ8月24日(金)までに、直接窓口にお持ち頂るか、郵送にてご返送ください。

・郵送先

T9633-0201

郡山市大槻町字西ノ宮48-5

富岡町役場郡山事務所

健康福祉課 義援金担当宛

※期限を過ぎた場合、口座変更できないことがありますので、ご注意ください。

富岡町健康福祉課 義援金担当

人権啓発・人権相談会が開催されます

いわき人権擁護委員協議会主催の人権啓発ビデオ鑑賞、人権相談会が開催されます。いわき市及び双葉郡内の人権擁護委員が対応しますので、ぜひご参加ください。

▼開催日時

9月13日(木)

13時30分～15時

▼場所

いわき市泉玉露応急仮設住宅 第2集会所

富岡町健康福祉課 戸籍係

富岡町健康福祉課 戸籍係

国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きについて

限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、認定証)は住民税非課税世帯の方が入院する際に、入院時食事療養費および入院時生活療養費が減額となる認定証です(一部負担金は平成25年2月28日まで免除)。

現在交付されている認定証の有効期限は、7月末日となっております。認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き入院される方は更新手続きが必要となります。

▼手続き方法

健康福祉課国保年金係までご連絡ください。申請書を送付します。富岡町公式ホームページ【災害版】(カテゴリー…国保・年金関係の手続き)からダウンロードすることもできます。

※認定証は申請のあった月の1日からの発効期日となりますので早めの申請をお願いします。

富岡町健康福祉課 国保年金係

富岡町生活支援貸付金の返済について

町では東日本大震災に伴い、平成23年3月28日より生活支援金の貸付(一人につき二万円)を実施しております(同貸付は平成23年12月末日で終了しました)。

「ご利用になられた方へ」

返済は貸付日から一年以上以内となります。返済方法は、富岡町役場郡山事務所出納室へ持参、または左記口座にお振り込みください(手数料は自己負担となります)。

※平成24年7月末現在の返還人数737人

▼口座振込による返済

銀行名 東邦銀行富岡支店
口座番号 2533
口座名義人 トミオカマチケイカンシヤ 富岡町会計管理者

※振込の場合「備考」欄に「貸付金返済」と記入してください。

▼納付書による返済

町で指定する金融機関を利用する場合は、納付書による返済ができますのでご相談ください(手数料は無料となります)。

富岡町健康福祉課 出納班

双葉農業普及所からのお知らせ

双葉農業普及所では、避難されている農家の皆さまに必要な情報(農産物・土壌モニタリング結果、原子力災害に対応した農業技術情報、資金・事業の紹介など)を分かりやすく説明するため、毎月県内5力所に、相談窓口を設置しています。最寄りの窓口にお気軽にお越しください。

富岡町健康福祉課 双葉農業普及所

TEL 0246-24-6044
FAX 0246-24-6142

開催日	開催地区	開催場所	開催時間
9月6日(木)	三春町	三春貝山多目的運動公園管理棟	10:00～15:00
9月6日(木)	いわき市	いわき明星大学学生会館2階	
9月7日(金)	会津若松市	JAあいづ本店3階	
9月13日(木)	郡山市	郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所	
9月14日(金)	二本松市	男女共生センター1階	

総合検診のお知らせ

平成24年度も国保加入者の特定健診、後期高齢者等の健康診査、がん検診等を実施します。避難先により検診の方法が変わりますので、ご注意ください。

○県内の市町村に避難している方

①郡山地区、いわき地区では集団検診を実施します。

郡山地区	9月26日・27日・28日・10月1日	いわき地区	10月2日・3日・4日・5日
------	---------------------	-------	----------------

※県内に避難されている国保加入者、後期高齢者、39歳までの方で、6月に実施した意向調査の回答ハガキで、検診を希望された方については、8月末に書類を送付する予定です。

②福島地区、会津地区、白河地区にて検診を希望された方についても、日程等が決まり次第順次書類を送付します(相馬地区希望者には、既に書類を送付しました)。

▼対象者・料金

検診名(方法)	対象者	料金
特定健康診査(身体計測・尿検査・血液・血圧等)	40～74歳までの国保加入者	無料
	40～74歳までで国保以外の保険の被扶養者	加入保険によって異なります
健康診査(身体計測・尿検査・血液・血圧等)	39歳までの希望者、75歳以上の方、生活保護受給者	無料

※医療保険の保険者から受診券が送付されている**国保以外の保険の被扶養者**の方で、町で実施する特定健診を受診される方は、「**受診券**」と「**健康保険証**」を持参し、受診してください。ただし、保険者によっては、町の「特定健診」を受診できない場合もありますので、事前に、(財)福島県保健衛生協会(電話024-546-0391(代))までご確認をお願いいたします。なお、受診の際は費用が発生する場合があります。

▼その他の検診の種類と対象者・料金は以下のとおりです。

検診名(方法)	対象者	料金
胸部検診・結核検診(エックス線撮影)	40歳以上の方	無料
胃がん検診(バリウムを飲んで、エックス線撮影)	16歳以上の希望者	無料
前立腺がん検診(血液検査。特定健診に追加項目として実施のため単独では不可)	50歳以上の男性	無料
肝炎ウイルス検診(血液検査。特定健診に追加項目として実施のため単独では不可)	40歳の方と40歳以上で未受診の方	無料

▼肺がん検診・大腸がん検診

今回、肺がん検診・大腸がん検診は、前もって容器を配布することができません。検診当日、会場で申込み、後日、指定された日時・場所に持参するようになります。肺がん検診、大腸がん検診のみ受診することもできます。

肺がん検診(自宅で3日分の痰を容器にとり提出)	16歳以上の希望者	無料
大腸がん検診(自宅で2日分の便を容器にとり提出)	16歳以上の希望者	無料

*特定健診・健康診査を受診された方については、県民健康管理調査で追加する検査項目も同時に検査しています。

*集団検診を受ける際は、「**総合検診受診録**」等送付された**文書**と「**健康保険証**」をお持ちください。

○県外の都道府県に避難している方

16歳以上の方には、避難されている都道府県内の医療機関での施設検診を実施します。委託先の(財)日本予防医学協会から郵送で書類が届きますので、記載内容に従ってお申込みください。指定された医療機関にて実施された場合、県民健康管理調査で追加する検査項目も同時に検査されます。

☎(国保の特定健診・後期高齢者の健診) **国保年金係**
(上記以外の検診) **健康づくり係**

お知らせ

外国人登録証明書が「特別永住者証明書」、「在留カード」とみなされる期間と申請先

在留資格	年齢	みなされる期間	申請先
特別永住者	16歳未満の方	16歳の誕生日まで	住居地の市町村
	16歳以上の方	2015年7月8日まで	
	上記以外の方	次回確認申請期間の始期である誕生日まで	
永住者	16歳未満の方	2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで	地方入国管理官署
	16歳以上の方	2015年7月8日まで	
特定活動	16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで	
	16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日まで	
それ以外の在留資格	16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで	
	16歳以上の方	在留期間の満了日	

日本に在留する外国人のみなさんへ

平成24年7月9日から新しい在留管理制度がスタートし、特別永住者の方には「特別永住者証明書」、中長期期間に在留する外国人の方には「在留カード」が順次交付さ

れていくようになります。現在お持ちの外国人登録証明書は、一定の期間「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなされますので、すぐに換える必要はありませんが、申請先が異なりますのでご注意ください。

健康福祉課 戸籍係

富岡町交流サロンのご案内

町民同士の交流の場、富岡町交流サロンを開催します。

借上げ住宅に住んでいる方など、いわき市にお住まいの方であればなたでも参加できます。

みなさんでお茶を飲みながらおしゃべりをしたり、レクリエーションなどを通して、心と体のリフレッシュをしませんか？

これまで会えなかった方との再会、そして新たな出会いの場となりますよう、ぜひご参加ください。

- ▶日時 9月4日(毎月第1火曜日)
- ▶時間 13時30分～15時
- ▶場所 ショッピングセンターリスポ 2階
いわき市小名浜蛭川南5-6
☎0246-92-4298
- ▶内容 茶話会、健康に関する講話、体操、その他創作活動など
- ▶参加費 無料
- ▶送迎 無料 ※送迎ボランティアの協力により、小名浜地区にお住まいの方のみ、10名程度までになります。希望される方は、下記まで事前申込をお願いします。
- ▶連絡先 相双保健福祉事務所いわき出張所
いわき市平梅本15
☎0246-24-6118



※サロンの開催にあたり、NPO法人ザ・ピープル様のご協力をいただいています。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。

発行 富岡町 〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441
E-mail: tomioka.machi@gmail.com
富岡町公式ホームページ【災害版】 <http://www.tomioka-town.jp/>
郡山駅前9番乗場発 新池下団地行き または 大槻行き 停留所 西の宮停留所

